

エコマーク商品類型 No.121 「リターナブル容器・包装資材 Version2.0 ( 認定基準案 )」への意見と回答

No.	意見箇所	意見内容	回答
1	A～H 共通 容器・包装資材の 強度（品質管理） に関する項目	（Version1 の認定商品実績にあるように）容器の内容物が溶剤系の液体の場合に求められる容器の強度は、繰り返し使用回数のみならず、使用時間に依存するところが大きくなる。従って、経年変化を考慮した基準が必要になると考える。	ご意見を元に修正しました。 ご指摘の内容は、製品自体の品質管理に他なりません。特に製品が他の機器の一部として機能する場合、繰り返し使用によって機器に支障をきたすものであっては品質上問題があります。従って、4-2.品質に関する基準において、製品の品質管理を行う内容を追記しました。
2	B.プラスチック 製容器・包装資材 4-1.(8)	製品にプラスチック材料を使用する場合、使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物は、「ポリオレフィン等衛生協議会のポジティブリストに従うこと」としているが、前述のポジティブリストに加え、「塩化ビニリデン衛生協議会、塩ビ食品衛生協議会などのポジティブリスト」と加筆すべきである。	ご意見を元に、特定のポジティブリストに限定されない表現とし、「ポリオレフィン等衛生協議会など」とします。また今後、ご意見にあるポジティブリスト以外のもので証明の提出があった場合に備え、「ポリオレフィン等衛生協議会など(財)日本環境協会が認めるポジティブリスト」としました。
3	A～H 共通 4-2. 品質に関する項目	製品の品質について、「JIS 規格、業界の自主的な規格、または自社規格」のいずれかを満たすこととなっているが、これでは証明者が自ら作成した規格を満たしていれば良い事になる。JIS 規格や業界の自主的な規格がある場合は、これらを優先的に満たすこととすべきであると考えます。	ご意見を元に修正しました。当該製品の品質については以下の～のいずれかの条件を満たしていることとします。 JIS などの品質規格などに該当する製品は、それらの品質規格に適合していること。 上記 に該当しない製品は、関連する業界が定めた自主的な品質規格に適合していること。 上記 および に該当しない製品は、自社で定めた品質規格があり、十分な品質管理が行われていること。

No.	意見箇所	意見内容	回答
4	<p>その他 容器の内容物に 適用する基準に 関する意見</p>	<p>本商品類型には内容物に対する環境基準が盛り込まれていない。内容物を特定できない以上具体的な基準を盛り込めないのは止むを得ないが、少なくとも他の商品類型において内容物に対する要求が存在する場合は、それを満たす必要があるのではないか。そうしなければ内容物の基準を満たしていない製品が、本商品類型において認定取得が可能となる。</p> <p>一方、他の商品類型（仮に A）において内容物に対する要求を満たしている製品も、商品類型 A においては消耗品であるがゆえに適用範囲に入らず、認定取得ができないという事情がある。</p> <p>その結果、商品類型 A の内容物に対する要求を満たした製品は認定取得できないのに対して、その要求を満たしていないかもしれない製品は本商品類型での要求を満たすことで認定取得が可能となり、利用者から見ると誤解を招く可能性がある基準になっている。</p> <p>容器に関する認定が、内容物を含めた認定かはエコマークの下段表示で判断可能という意見もあるかもしれないが、利用者の立場に立つと、それに頼るのは難しく、危険と考える。</p> <p>また品質基準についても内容物に対する要求が他の商品類型に存在する場合は、それを満たす必要があるのではないか。</p>	<p>本商品類型は製品の容器を繰り返し使用するリターナブルシステムを評価・認定するものであり、容器の内容物については認定の対象外としています。</p> <p>ただし内容物（容器を含む）を適用範囲とする商品類型が存在する場合、その製品は本商品類型でなく、内容物が該当する商品類型の認定基準を適用します。</p> <p>ご意見のように、他の商品類型で内容物に関連する認定基準がある場合に、内容物についてもそれらの基準へ本商品類型で適用しますと、容器ではなく製品そのものの認定となり、リターナブルシステムを評価・認定するという本商品類型の主旨から外れます。製品の容器と内容物に関する認定基準を適用するのであれば、該当する製品の商品類型を設置することが妥当と考えます。</p> <p>したがって、現案通りとします。</p>